

平成30年度
大子町行政評価報告書

平成30年12月
大 子 町

【目 次】

1 行政評価の位置づけ……………	1
2 行政評価実施の効果……………	2
3 行政評価の実施について……………	2
4 行政評価の種類……………	2
5 行政評価の手法……………	3
(1) 評価対象事業の選定	
(2) 事務事業評価調査書の作成及び一次評価の実施	
(3) 関係者ヒアリングの実施	
(4) 事務事業評価委員会による二次評価の実施	
(5) 評価結果の議会への報告及び公表	
6 事務事業評価結果……………	4～25
大子町行政評価実施要綱……………	26～27

大子町の行政評価

1 行政評価の位置づけ

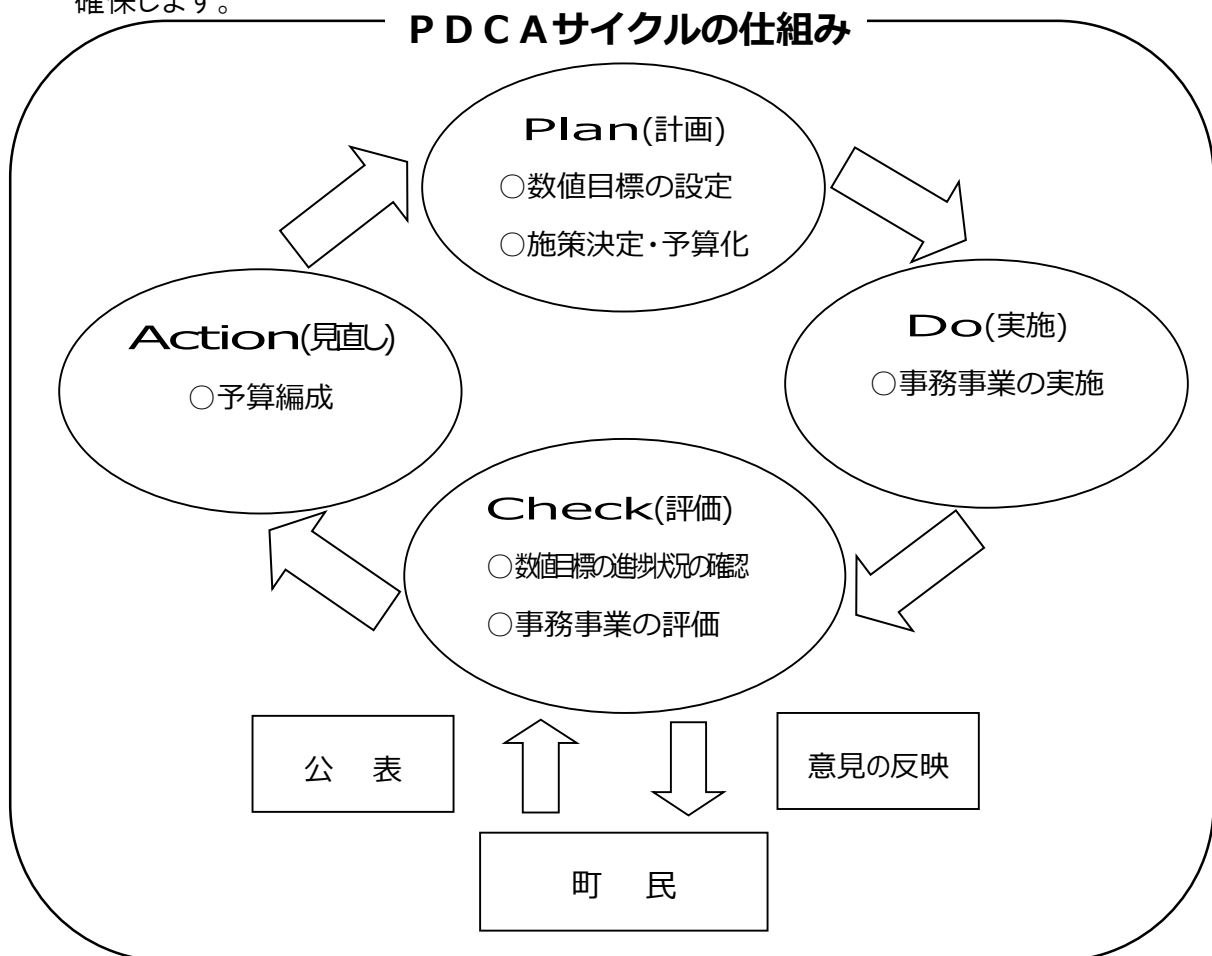
本町における行政評価制度の導入については、平成22年度から平成31年度までの10年間を計画期間とする「大子町第5次総合計画」の「基本構想」において、当計画の進捗状況などの進行管理を目的に、今後、町として行政評価の実施に向けて取り組んでいくことが明記されているところです。

「大子町第5次総合計画」に盛り込まれた施策を進めていくに当たっては、基本計画や実施計画に沿って個別の事務事業を推進していくことになります。

この計画が計画どおりに進捗しているかについては、Plan(計画する)、Do(実施する)、Check(評価する)、Action(見直しする)のマネジメントサイクルにより進行管理を行います。

具体的には、施策ごとに目標指標を設定し、毎年度測定することにより、前年度の活動内容を評価し、次年度以降の取組に反映させるものです。

また、その評価については、広く住民に公表し情報の共有を図り、計画の進行管理を確保します。



2 行政評価実施の効果

行政評価の実施及びその評価結果を町の施策に適切に反映させていくことで、次のような効果が期待されます。

(期待される効果)

- ① 町民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の向上
- ② 町民本位の効率的で質の高い行政の実現
- ③ 町民の視点に立った成果重視の行政への転換

3 行政評価の実施について

行政評価制度は、本町の状況に適した制度の整備とともに、評価が円滑に進められるよう実施しています。

平成24年度に、行政評価の実施に向けた制度や実施方法の職員への周知及び問題点の洗い出し等を目的とした「行政評価の試行」を行い、平成25年度以降は本格実施とし、行政評価を活用することで総合計画の進行状況を管理してまいりました。

4 行政評価の種類

行政評価は一般的に、評価対象とされる町の総合計画の段階によって「政策評価」、「施策評価」及び「事務事業評価」の3つに区分されます。

区 分	内 容
政 策 評 価	町の発展に向けた基本的な方向性を示す政策(「大子町第5次総合計画」の「基本構想」で示されている「3つの目標」、「7つの重点戦略」及び「基本計画の推進方向」で示された各政策)を評価するもの。
施 策 評 価	政策を実現するために総合的・体系的に示された各分野において取り組むべき施策(「大子町第5次総合計画」の「基本計画」で示されている各施策)を評価するもの。
事務事業評価	施策の目的を実現するための具体的な手段である事務事業(「大子町第5次総合計画」の「実施計画」に記載された具体的な事業)を評価するもの。

本町が当面実施していく行政評価は、町の取組の基本的な単位であり、町民や職員にとって最も身近な取組である「事務事業」を対象とする、「事務事業評価」を行うこととしました。

5 行政評価の手法

(1) 評価対象事業の選定

平成30年度の評価対象事業は、大子町第5次総合計画の枠組みの中で策定された「大子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の3つの視点(しごとづくり・ひとづくり・まちづくり)の中から「まちづくり」を選定し、当該視点に基づいた事務事業の中から、大子町行政評価実施要綱第2条の規定に基づき、副町長が22事業を選定しました。

(2) 事務事業評価調査書の作成及び一次評価の実施

各課等の担当者は評価対象事業について、「事務事業評価調査書」を作成し、所属長がチェック(一次評価)を行いました。

(3) 関係者ヒアリングの実施

評価対象事業の関係者(各事業の実務に当たる者(地域おこし協力隊員及びみまもりサービス事業における郵便局総括担当者))からの声を吸い上げるため、平成29年度に引き続き外部ヒアリングを実施し、意見を集約しました。

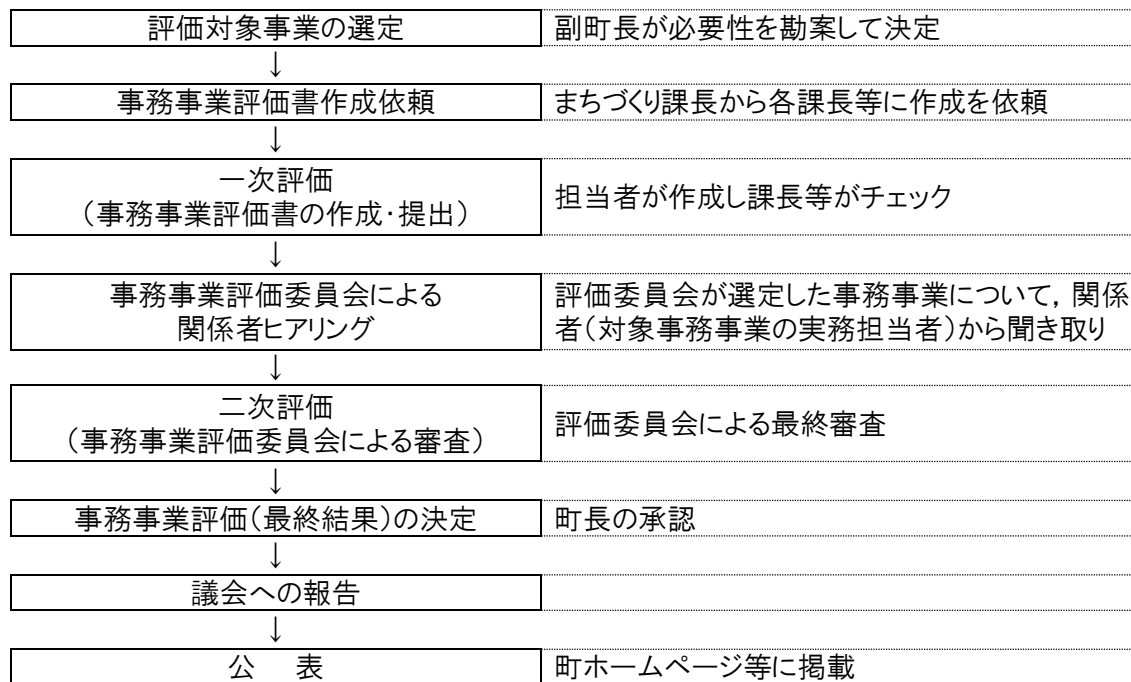
(4) 事務事業評価委員会による二次評価の実施

副町長、教育長、総務課長、まちづくり課長及び財政課長で構成する大子町事務事業評価委員会において、関係者ヒアリングの結果等に基づき、各課等から提出された事務事業評価調査書の審査を行いました。

(5) 評価結果の議会への報告及び公表

評価結果の内容については、議会へ報告後、町ホームページ等で公表します。

【参考：事務事業評価の工程】



6 事務事業評価結果(総括表)

No.	担当課	事務事業名	総合評価		評価コメント等
			一次評価 (担当課評価)	二次評価 (委員会評価)	
1	総務課	災害対策事業	2 見直し(拡充)	2 見直し(拡充)	
2	総務課	コミュニティFM放送支援事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	
3	まちづくり課	地域公共交通対策事業	4 見直し(改善)	4 見直し(改善)	タクシー利用助成事業等の他の交通対策事業と併せて、総合的に見直し、改善を図ること。
4	まちづくり課	タクシー利用助成事業	4 見直し(改善)	4 見直し(改善)	地域公共交通対策事業との整合を図ること。
5	まちづくり課	町民発想地域づくり助成事業	4 見直し(改善)	—	※事業が終了し、後継事業が開始されているため、評価対象外とする。
6	まちづくり課	コミュニティ活動支援事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	
7	まちづくり課	八溝山周辺地域定住自立圏連携事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	
8	まちづくり課	FIT構想推進事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	
9	まちづくり課	教育旅行推進事業	4 見直し(改善)	1 継続(現行どおり)	○町民に対し、事業内容の周知を行うこと。 ○受入家庭の負担軽減を図るなど、支援を強化すること。
10	まちづくり課	茨城県北芸術祭	1 継続(現行どおり)	—	※事業の実施年度でないため、評価対象外とする。
11	まちづくり課	茨城県北ジオパーク推進事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	
12	まちづくり課 農林課 観光商工課	地域おこし協力隊事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	全ての所属において、それぞれの事業効果を検証すること。
13	財政課	集会所維持修繕事業	2 見直し(拡充)	1 継続(現行どおり)	集会所の統廃合も含め、事業経費の効率化を図ること。
14	福祉課	シルバー人材センター事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	高齢者の就業の場の確保対策を含め、将来的な在り方を検討すること。
15	福祉課 観光商工課	買い物難民支援サービス事業	—	—	※事業化されていないため、評価対象外とする。
16	福祉課	敬老祝い事業	1 継続(現行どおり)	4 見直し(改善)	○事業内容の有効性・効率性を高めること。 ○高齢者が増加する実態を踏まえ、節目支給等の取組を検討すること。
17	福祉課	みまもりサービス事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	みまもりを必要とする対象者への周知を強化すること。
18	福祉課	家族介護用品助成事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	
19	教育委員会事務局 生涯学習担当	大子町文化福祉会館自主事業	4 見直し(改善)	4 見直し(改善)	事業内容を確認し、限られた財源の中で、内容を充実させること。
20	消防本部	消防団員確保事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	
21	消防本部	消防団員装備品の購入事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	
22	消防本部	消防施設、消防設備の整備事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	

No.	1
-----	---

担当課等	総務課 総務担当
------	----------

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第2項 安全・安心に暮らせるまちづくり
	第1節 災害に強いまちづくりの推進

事務事業名		災害対策事業				
事業概要	対 象	町民, 町職員, 自主防災組織, 防災会議, 災害対策本部				
	目 的	町民の生命, 身体及び財産を災害から保護し, 社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資する。				
	実施内容	地域並びに町民の生命, 身体及び財産を災害から保護するため, 関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て, 地域に係る防災に関する計画を作成する。 地域に係る防災に関する重要事項を審議するため, 防災会議を設置する。 災害時において, 防災の推進を図るため, 災害対策本部を設置する。 災害を予測・予報し, 又は災害に関する情報を迅速に伝達するため, 必要な組織を整備するとともに, 防災訓練を実施する。 災害時における円滑かつ迅速な避難のため, 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。 災害時において, 人の生命又は身体に対する危険を防止するため, 避難勧告等の発令, 警戒区域の設定を行う。				
	当該度事業費		財 源 内 訳			
	(単位:千円)	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	12,929	1,598	0	0	0	11,331
状況説明		災害時の通信連絡手段として, 移動系防災無線(固定局2局(本庁, 消防本部), 基地局1局(箕輪山中継所), 移動局21局)や衛星電話(本庁12台+コミセン8台), 携帯電話(2台)を維持整備している。緊急告知FMラジオの起動訓練(毎月1日, 午前10時55分と午後5時55分の2回実施)や防災訓練時の特別番組の制作・放送を委託している。地域における自発的な防災活動の促進を図るため, 町内の自主防災組織64団体に対し, 防災活動及び組織の維持運営に要する経費について補助金を交付している。 平成30年度は, 災害時の非常用備蓄食料として, 5,000食程度を備蓄(毎年度1,000食購入)し, 生活用水又は飲料水を確保するため, 災害時に使用可能な井戸水を調査し, 水質検査を実施する。土砂災害ハザードマップについて, 想定雨量の見直しにより, 浸水想定区域が拡大されたことから, 社会資本整備総合交付金事業を活用し, 更新する。東京電力の電柱に表示している避難所案内看板(100箇所)を更新する。災害等による大規模停電に備えるため, 避難所となっているコミュニティセンターに非常用発電機4台を設置する。				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
		土砂災害(特別)警戒区域のハザードマップ搭載数				箇所
		計画策定時	283	平成31年度	636	進捗状況

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	どちらともいえない	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	2 見直し(拡充)
--------	-----------

地域防災計画は策定されているが, 避難勧告等の発令基準や避難所の運営, 災害用備品・資機材の運用, 災害用備蓄の整備方針など実務上のマニュアルは更新されておらず, 現在の災害対策方針との相違が見られ, その整備が課題である。これらの課題に対応するため, 防災担当の創設や専任職員の配置(専門家の助言)が望まれる。災害用備品・資機材が不足しているので, 年次計画で整備したい。要援護者に配慮した自主防災組織の活性化が課題であり, 日頃から自助・共助を育みながら, 公助との役割分担をした地域コミュニティの活性化を図る必要がある。

〔担当所属長意見〕

自然災害が多発する昨今, 市町村の防災体制の充実強化がますます重要になっている。災害時において, 地域並びに町民の生命, 身体及び財産を災害から保護するため, 当該事業の計画的な推進に努めたい

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	2 見直し(拡充)
--------	-----------

〔具体的内容〕

No.	2
-----	---

担当課等	総務課 総務担当
------	----------

総合計画	第2章 活力あるまちづくり
	第4項 まちの将来を担う人づくり
	第2節 高齢者が生き生きと暮らせる環境づくり

事務事業名		コミュニティFM放送支援事業				
事業概要	対 象	町民, NPO法人まちの研究室, 役場, 消防本部, 大子警察署				
	目 的	地域に密着した情報や災害時には避難情報等を提供することにより, 地域の情報発信拠点としての役割を果たし, もって地域の振興及び公共の福祉に資する。				
	実施内容	コミュニティFM放送局の特性を活かして, 町民や町内事業所に対し, 地域に密着した身近な話題や地域資源に関する情報, 行政情報などを提供する。 災害時には, FMラジオの緊急起動等を通じて, 気象警報, 避難発令, 避難所に関する情報などを迅速に提供する。 広告収入が多く見込めないことから, 運営法人に対し補助を実施することで, その持続的で安定的な経営を支援する。				
	当該年度事業費 (単位:千円)		財 源 内 訳			
			国支出金	県支出金	地方債	その他 一般財源
		35,414	0	0	21,900	0 13,514
状況説明		平成25年12月本開局, 平成26年3月全面開局。平成27年7月から, 運営法人の変更に伴い, NPO法人まちの研究室に対し補助金を交付している。平成30年度は, 放送機器が耐用年数を経過するため, 機器更新分として補助金を拡充する(機器更新分6,700千円)。コミュニティFM放送(FMだいご)を利用し, 町の行事や出来事, 政策等についての様々な情報を町民に周知するため, 毎週月から土曜日の6日間, 広報だいごの番組を制作・放送している(5分番組, 朝と夕に放送)。 緊急告知FMラジオの受信困難地域の世帯に対し, 受信環境の改善を図るため, 屋外アンテナを設置した場合に, 当該工事費の全額を補助金として交付している(実績:平成28年度14世帯, 平成29年度17世帯)。				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	どちらともいえない	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
コミュニティFM放送局の特性を活かして, 地域に密着した情報や災害時には避難情報等を提供することにより, 地域の情報発信拠点としての役割を果たしている。一方で, 運営法人に対する補助が経常化していることから, 町の財政支出の削減に努める必要がある。	
〔担当所属長意見〕 開局から数年経過し, 地域密着型の放送局として, 放送番組が充実し, 町民の聴取率が高まっている。町においても, 行政情報や災害時における避難情報などの有効な情報伝達手段になっていることから, 当該事業の継続的な実施に努めたい。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	

No.	3
-----	---

担当課等	まちづくり課	まちづくり担当
------	--------	---------

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第3項 快適で地域のニーズに応じたまちづくり
	第2節 生活を支える交通環境の充実

事務事業名		地域公共交通対策事業					
事業概要	対 象	町民, バス事業者, 大子町地域公共交通会議					
	目 的	地域住民の移動手段として必要不可欠な公共交通の持続可能な提供を行う。					
	実施内容	路線バス事業者への運行経費補助により, 町内の生活交通として必要なバス路線の維持に努める。町民無料バスの運行の運用により, 交通手段を持たない高齢者や障がい者の外出を支援する。効率的で利用しやすいかつ持続可能な公共交通体系について, 公共交通会議で検討する。					
	当該度事業費		財 源 内 訳				
	(単位:千円)		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
		56,406	0	2,838	0	1,800	51,768
状況説明		路線・町民無料バス:路線バス事業者への運行経費の補助を行っている。また,平成28・29年度に,広域観光バス路線(常陸大子駅～竜神大吊橋)の運行実証を行った(常陸太田市と費用折半)。地域公共交通会議:高齢者の交通手段の確保が喫緊の課題となっていることから,平成30・31年度に再編実施計画を策定し,新たな公共交通体制を整備する。					
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)					単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

Ⅰ 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	どちらともいえない	どちらともいえない

Ⅱ 総合評価

今後の方向性	4 見直し(改善)
公共交通インフラの維持は町民の足の確保に直結する課題であり,路線バス補助,町民無料バス運行委託等により,様々な施策を展開している。しかしながら,人口の社会減に伴う,公共交通機関の利用者の減少は,町からの補助・委託経費の増加に繋がっている。この課題を克服するため,平成30年度及び平成31年度において,地域公共交通再編実施計画を策定し,町民ニーズに即し,かつ,財政負担を軽減させる施策を実施していく。	
〔担当所属長意見〕	
地域公共交通再編実施計画を策定するまでは,現公共交通体系の維持は必須なものであると考える。策定後は,当該計画に基づいた施策により,持続可能な公共交通体系の維持を図っていく。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	4 見直し(改善)
〔具体的内容〕	
タクシー利用助成事業等の他の交通対策事業と併せて,総合的に見直し,改善を図ること。	

No.	4
-----	---

担当課等	まちづくり課 まちづくり担当
------	----------------

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第3項 快適で地域のニーズに応じたまちづくり
	第2節 生活を支える交通環境の充実

事務事業名		タクシー利用助成事業				
事業概要	対 象	自動車を所有していない又は運転できない65歳以上の者、障がい者等				
	目 的	交通手段がないために日常生活に支障をきたしている町内の者に対し、その負担軽減と交通手段の確保を図る。				
	実施内容	自動車を所有していない又は運転できない高齢者等を対象に、町が委託する町内タクシー会社においてタクシーを利用したときに利用料金の半額を助成する助成券を交付する(最大年間48枚)。				
	当該度事業費		財 源 内 訳			
	(単位:千円)		国支出金	県支出金	地方債	その他 一般財源
		15,415	0	0	0	0 15,415
状況説明		事業開始から5年目となり事業内容も浸透してきたことから、交付人数、発行枚数ともに伸びている。平成29年度は、1,262名にタクシー利用助成事業助成券を交付し、延べ13,619件、12,422,930円の利用状況となっている。				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

Ⅰ 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	どちらともいえない	どちらともいえない

Ⅱ 総合評価

今後の方向性	4 見直し(改善)
年々、利用者が増加し、交通手段を持たない高齢者等の外出が促進されている一方で、町の助成額も増加し、今後も高齢化に伴う利用者の増加が予測されることから、財政への負担が懸念される。また、中心市街地を目的地とした場合に、地区によって利用回数や個人負担額に差が生じているため、平成30年度及び平成31年度において、地域公共交通再編実施計画を策定し、財政負担の軽減と地域差のない平等な交通弱者対策を講じる。	
〔担当所属長意見〕 タクシー助成事業に代わる施策の検討も視野に入れ、財政負担の軽減や平等性の確保にも留意しつつ、高齢者等の交通弱者対策を図っていく。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	4 見直し(改善)
〔具体的内容〕 地域公共交通対策事業との整合を図ること。	

No.	5
-----	---

担当課等	まちづくり課	まちづくり担当
------	--------	---------

総合計画	第3章 美しいまちづくり
	第3項 互いに支え合うまちづくり
	第1節 住民との協働によるまちづくりの推進

事務事業名		町民発想地域づくり助成事業					
事業概要	対 象	町民団体, 行政区					
	目 的	町民自らが地域の課題を解決し, 地域の活力を生み出そうとする事業を支援することにより, 地域活動の維持・活性化を図る。					
	実施内容	過疎化・少子高齢化に直面し, 存続の危機が懸念されている地域社会において, 団体等による地域活性化や課題解決等を目的とした町民発想の特色ある取組を支援する。					
	当該年度事業費 (単位:千円)		財 源 内 訳				
			国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
		810	0	0	0	0	810
状況説明		平成24年度から地域の課題を解決することを目的として, 自主的かつ主体的な活動や取組を実施する団体を支援している。1団体当たり年50万円上限, 3年を限度に交付(最終採択団体2団体:27年度から29年度まで)。審査は「町民発想地域づくり助成事業審査委員会」が行う。					
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)					単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

Ⅰ 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
どちらともいえない	妥当である	どちらともいえない	妥当である

Ⅱ 総合評価

今後の方向性	4 見直し(改善)
現行では, 採択内容が環境美化や観光イベントに関する事業がほとんどであり, 福祉分野など地域の大きな課題となっている分野においても, 団体の発掘が必要である。 〔担当所属長意見〕 今後は, 総合計画等に基づき, 福祉などの新たな分野における地域の課題解決を支援する。事業目的及び内容を明確化し, 地域団体を助成する新しい助成事業を創設する。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	—
〔具体的内容〕 事業が終了し, 後継事業が開始されているため, 評価対象外とする。	

No.	6
-----	---

担当課等	まちづくり課	まちづくり担当
------	--------	---------

総合計画	第3章 美しいまちづくり
	第3項 快適で地域のニーズに応じたまちづくり
	第1節 安心して子育てができる環境づくり

事務事業名		コミュニティ活動支援事業					
事業概要	対 象	地域コミュニティ組織, 大好きいばらき県民会議					
	目 的	地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより, 地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に資することを目的とする。					
	実施内容	コミュニティ助成事業: 一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業を財源として, コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に対して補助を行う。 大好きいばらき県民会議: 大子町ネットワーク協議会を中心に, 福祉社会づくり, 生活環境づくり, 人づくり, 茨城の風土づくりの4つを運動の柱に, 幅広い県民運動の推進に取り組んでいる。					
	当該度事業費		財 源 内 訳				
	(単位: 千円)		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
		2,510	0	0	0	2,500	10
状況説明		コミュニティ助成事業: 自治総合センターのコミュニティ助成事業について, 町内の地域コミュニティ組織を選定し, 年1件申請を行っている。平成30年度実施事業として, 左 貴本郷区の事業(大洞, 附太鼓, 大鼓, 小鼓の新調)を申請し, 採択された。 大好きいばらき県民会議: 大子町ネットワーク協議会(事務局: 大子町社会福祉協議会)で, 環境美化活動を行っている。大好きいばらき県民会議の年会費を負担している。					
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)					単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	どちらともいえない	どちらともいえない	どちらともいえない

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
コミュニティ活動助成事業: 担い手不足の地域において貴重な助成事業であり, 今後も公平性をもって活用していく。 大好きいばらき県民会議: 今後は町内イベントとの協力体制を築き, 活動の活性化とネットワークの意識向上を図る。	
〔担当所属長意見〕	
地域コミュニティにおける後継者不足の課題に対して, 助成や支援以外の対策も検討する。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	

No.	7
-----	---

担当課等	まちづくり課 まちづくり担当
------	----------------

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第5項 自主・自立のまちづくり
	第1節 効果的・効率的な行政運営の推進

事務事業名		八溝山周辺地域定住自立圏推進事業					
事業概要	対 象	八溝山周辺地域定住自立圏推進協議会(大田原市, 那須塩原市, 那須町, 那珂川町, 棚倉町, 矢祭町, 埴町, 大子町)					
	目 的	八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョンに基づいた連携事業を実施することにより持続的・魅力的で幸福感あふれる新しい地方の圏域づくりを創出する。					
	実施内容	定住自立圏を構成する市町が、負担金方式により連携した事業を実施する。負担金額については、中心市(大田原市)が44%, 連携7市町が各8%を負担する。					
	当該度事業費 (単位:千円)		財 源 内 訳				
	820		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
		0	0	0	0	0	820
状況説明		平成26年10月に八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョンを策定し、各種の事務事業を展開している。計画期間は、平成26年度から平成30年度までとなっている。 平成29年度は、結婚促進対策事業、ポータルサイト構築・運営事業、広域観光推進事業、道路インフラ整備促進の要望活動、スポーツイベント等を実施した。					
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)						単位
	計画策定時		平成31年度		進捗状況		

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

Ⅰ 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	どちらともいえない	妥当である

Ⅱ 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
現在共生ビジョンの見直しを実施していることから、継続(現行どおり)が妥当である。事業の形骸化が進む課題点については、当該見直しの中で反映させていく。	
〔担当所属長意見〕 共生ビジョンの見直しを鑑み、継続(現行どおり)が妥当である。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	

No.	8
-----	---

担当課等	まちづくり課 まちづくり担当
------	----------------

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第5項 自主・自立のまちづくり
	第1節 効果的・効率的な行政運営の推進

事務事業名		FIT構想推進事業					
事業概要	対 象	FIT構想推進協議会					
	目 的	構成市町村と連携し、広域交流圏としての発展を目指す。					
	実施内容	福島・茨城・栃木の県際地域が、交流・連携を基に広域交流圏としてのさらなる発展を目指すため、観光や移住等をテーマに各種プロジェクトを展開する。					
	当該度事業費 (単位:千円)		財 源 内 訳				
			国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15		0	0	0	0	0	15
状況説明		交流・二地域居住PTや観光PTに参加し、地域の特性を活かした交流・二地域居住促進に関する情報発信や、道の駅を核としたスタンプラリー事業を実施している。					
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)					単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当でない

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
構成市町村と足並みを揃える必要があるため、継続(現行どおり)が妥当である。新たな活性化策については、構想期間が延長されることが決定したことも踏まえ、この枠組みの中で検討を進めていく。	
〔担当所属長意見〕	
継続(現行どおり)が妥当である。新規事業等については、見直しの中で構成市町村と連携して検討を進めていく。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	

No.	9
-----	---

担当課等	まちづくり課	まちづくり担当
------	--------	---------

総合計画	第3章 美しいまちづくり
	第1項 新たな観光・交流空間の振興
	第3節 多様な交流の推進

事務事業名		教育旅行推進事業					
事業概要	対 象	町内の農家, 体験施設等					
	目 的	教育旅行(農家民泊)の受入により, 地域経済の活性化, 地域コミュニティの振興を図る。					
	実施内容	移住交流支援員を設置することで, 教育旅行の普及啓発, 受入家庭の募集, 受入家庭と学校・体験施設とのコーディネート, 受入組織の運営などを強化している。					
	当該度事業費 (単位:千円)		財 源 内 訳				
			国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
0		0	0	0	0	0	0
状況説明		平成22年7月に「大子町子ども田舎体験推進協議会」を立ち上げ, 同年10月に初めて教育旅行の受入れを行い, 今年度で9年目を迎える。					
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)					単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

Ⅰ 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
どちらともいえない	どちらともいえない	どちらともいえない	どちらともいえない

Ⅱ 総合評価

今後の方向性	4 見直し(改善)
受入家庭の高齢化等から年々数が減少しているため, 新規開拓が必要である。 宿泊を伴わない農業体験の提供など, 受入の簡易化を図る。 事務局体制の見直しについても検討する必要がある。	
〔担当所属長意見〕 受入家庭の確保を図る。将来的に望ましい事務局体制を検討する。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕 ○町民に対し, 事業内容の周知を行うこと。 ○受入家庭の負担軽減を図るなど, 支援を強化すること。	

No.	10
-----	----

担当課等	まちづくり課	まちづくり担当
------	--------	---------

総合計画	第3章 美しいまちづくり
	第1項 新たな観光・交流空間の振興
	第1節 地域資源を活かした観光の振興

事務事業名		茨城県北芸術祭					
事業概要	対 象	観光客, 町民等					
	目 的	地域資源の持つ潜在的な魅力をアートの力を介して引き出すことにより, 新たな価値の発見と地域の活性化を図る。					
	実施内容	茨城県北芸術祭が平成28年9月～11月の期間で実施され, 県北地域全域で約77万人, 大子町で約17万人の来場者数を記録した。 平成29年度は茨城県北芸術祭実行委員会が県北6市町を対象に, 補助金(補助率1/2, 上限250万円)を交付し, 当該芸術祭が実施されない年度においても各市町が継続してアート事業を実施した。 平成30年度においては, 各市町が自主的に実施するアートイベント等について, 茨城県が情報発信することで, 連携して事業推進している。					
	当年度事業費		財 源 内 訳				
	(単位:千円)		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
		0	0	0	0	0	0
状況説明		平成29年度は茨城県北芸術祭実行委員会が県北6市町を対象に, 補助金(補助率1/2, 上限250万円)を交付し, 当該芸術祭が実施されない年度においても各市町が継続してアート事業を実施した。 平成30年度においては, 各市町が自主的に実施するアートイベント等について, 茨城県が情報発信することで, 連携して事業推進している。					
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)					単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

Ⅰ 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	どちらともいえない	妥当である

Ⅱ 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
町が独自に進めるアートを活かしたまちづくり事業との相乗効果が期待できることから, 継続(現行どおり)とすることが妥当である。	
〔担当所属長意見〕	
茨城県北芸術祭は来場者による経済波及効果のみならず, 地元町民の新たなコミュニティ形成の一助となった。継続(現行どおり)が妥当である。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	—
〔具体的内容〕	
※事業の実施年度でないため, 評価対象外とする。	

No.	11
-----	----

担当課等	まちづくり課 まちづくり担当
------	----------------

総合計画	第3章 美しいまちづくり
	第1項 新たな観光・交流空間の振興
	第1節 地域資源を活かした観光の振興

事務事業名		茨城県北ジオパーク推進事業				
事業概要	対 象	茨城県北ジオパーク推進協議会、ジオネット、インタープリター、一般町民、観光客				
	目 的	観光の振興や教育の場などを通して、新たな地域振興を積極的に図ることを目的とする。				
	実施内容	ジオパークの地質遺産の保全と活用に取り組む県北ジオパーク構想を、茨城大学と県北10市町村2企業で推進している。観光資源としての更なる振興や郷土教育に繋げるために、再びのジオパーク認定を目指す。				
	当該年度事業費 (単位:千円)		財 源 内 訳			
			国支出金	県支出金	地方債	その他 一般財源
		100	0	0	0	0 100
状況説明		ジオパークの案内看板整備やインタープリター(案内人)によるジオツアーを実施している。平成27年11月に日本ジオパーク委員会による再認定審査で、2年間の条件付き再認定となり、平成29年10月に行われた再認定審査の結果、茨城県北ジオパークは認定取り消しとなった。現在は、日本ジオパークへの再認定に向け、事務局である茨城大学や他自治体と今後の対応を検討中である。				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

Ⅰ 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
どちらともいえない	どちらともいえない	どちらともいえない	どちらともいえない

Ⅱ 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
事務局が茨城大学にあるため、町独自で方向性を決定することは難しい。 ジオパークの効果が分かりにくい。	
〔担当所属長意見〕 ジオパーク再認定までの対応に大きな事務負担を要する一方で、認定による効果が分かりにくい。 茨城大学を事務局とする県北ジオパーク推進協議会における議論を踏まえる必要がある。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	

No.	12
-----	----

担当課等	まちづくり課 まちづくり担当、農林課 農林担当 観光商工課 観光商工担当
------	---

総合計画	第3章 美しいまちづくり
	第3項 互いに支え合うまちづくり
	第1節 住民との協働によるまちづくりの推進

事務事業名		地域おこし協力隊事業					
事業概要	対 象	都市地域等の居住者で地域おこしに意欲がある者、生産団体、町民					
	目 的	外部人材の導入によるヨソモノ目線により交流人口の拡大、地域経済の活性化及び地域の賑わいづくりを図る。					
	実施内容	都市住民など外部人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、住民活動の支援や特産品の開発・販路拡大、町の魅力発信・誘客活動を行う。					
	当該年度事業費 (単位:千円)		財 源 内 訳				
			国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
		34,622	0	0	0	0	34,622
状況説明		都市住民など外部人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域力の維持・強化を図るため、平成26年度から地域おこし協力隊を採用している。現在、まちづくり課2名、観光商工課2名、農林課1名の計5名の隊員が活動している。まちづくり課において、各課で必要とする人材のとりまとめと募集を行い、採用は各課で行っている。					
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)					単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

Ⅰ 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	どちらともいえない	どちらともいえない

Ⅱ 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
各隊員への活動サポートが足りていないため、今後はより職員とのコミュニケーションを図り、他課・他団体等との協力体制の構築を図る。	
〔担当所属長意見〕 協力隊退任後の定住・起業を見越した採用及び活動中のフォローアップが必要。各施設の運営の改善を図るうえでは、ホームページ等によるPR、営業等の強化が必要である。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕 全ての所属において、それぞれの事業効果を検証すること。	

No.	13
-----	----

担当課等	財政課 契約管財担当
------	------------

総合計画	第3章 美しいまちづくり
	第3項 互いに支え合うまちづくり
	第1節 住民との協働によるまちづくりの推進

事務事業名		集会所維持修繕事業					
事業概要	対 象	町立集会所ほか					
	目 的	地域の生活文化の向上及び町民の福祉の増進を図るため、集会所施設の維持修繕を行う。					
	実施内容	老朽化に伴う修繕を随時行う。 汲み取り式トイレの改修工事(簡易水洗化・洋式化)を行う。					
	当該度事業費		財 源 内 訳				
	(単位:千円)		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
		5,400	0	0	0	0	5,400
状況説明		各集会所を地域住民が通常の状態で使用できるよう維持修繕を行っている。 汲取式トイレを順次簡易水洗トイレに改修している。					
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)					単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	2 見直し(拡充)
建設後40年以上を経過する建物が多く、大規模な修繕を必要とする集会所が増えている。全集会所の状態を調査し、優先度を検討した上で大規模修繕の実施計画を策定し、建物の長寿命化を図っていくとともに、修繕に係る費用の平坦化を行い財政負担の軽減を実現しなければならない。	
〔担当所属長意見〕	
集会所の利用は、年間を通して多いとは言えないが、地域のコミュニケーションの場であったり、地域の行事や避難所に使われていることから、今後も集会所は維持存続させていかなければならないと考えている。しかし多くの集会所は老朽化している現状があり、長期間にわたって多くの修繕費がかかることが予想される。そのため、高齢化や人口減少などを考えると今後は統廃合も考える必要がある。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	
集会所の統廃合も含め、事業経費の効率化を図ること。	

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第2節 高齢者が生き生きと暮らせる環境づくり

事務事業名		シルバー人材センター事業					
事業概要	対 象	大子町シルバー人材センター					
	目 的	高齢者の就業の機会の確保を通じて高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力のある地域社会づくりに寄与する。					
	実施内容	補助金による事業運営の支援					
	当該年度事業費 (単位:千円)		財 源 内 訳				
			国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
		3,000	0	0	0	0	3,000
状況説明		シルバー人材センターの役割は、就業を希望する高齢者に対し、その機会を確保することや社会参加を促す意味でも大きいと考えられる。そして、今後も高齢者の増加が見込まれる中で、町は、高齢者の生きがいづくりを促進していく必要があると思われる。					
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)					単位
		なし					
		計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	どちらともいえない	どちらともいえない

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
高齢者の社会参加の促進を図るために必要な団体であり支援継続は必要と思われるが、今後の事業実績や会員数の推移によっては補助金の額の見直しを検討する。	
〔担当所属長意見〕	
高齢化率県内トップの本町にとって、高齢者の社会参加及び生きがいづくりに資するシルバー人材センターの果たす役割は大きなものがある。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	
高齢者の就業の場の確保対策を含め、将来的な在り方を検討すること。	

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第2節 高齢者が生き生きと暮らせる環境づくり

事務事業名		敬老祝い事業					
事業概要	対 象	町内に居住する75歳以上の高齢者					
	目 的	高齢者に対し、敬老祝の金品を贈り、長寿を祝福するとともに、町民の敬老思想を深め、老人福祉の増進を図る。					
	実施内容	祝品(金)について、町長、行政連絡区長、町福祉課職員が該当者宅を訪問し直接渡している。対象者決定の基準日は8月1日であり、9月1日から敬老の日の期間で配布を行っている。					
	当該度事業費 (単位:千円)		財 源 内 訳				
			国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
		14,145	0	0	0	0	14,145
状況説明		75歳以上の人数については、ほぼ横ばいとなっているが、人口に占める比率は今後も上がっていく傾向である。(平成30年4月1日現在 24.79%) なお、これまで県において100歳達成者を対象として実施した「茨城県長寿をたたえる事業」は当初の目的を達成したとの理由により平成30年度より廃止となっている。					
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)					単位
		なし					
		計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

Ⅰ 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
どちらともいえない	どちらともいえない	妥当である	妥当である

Ⅱ 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
過去に対象年齢の引き上げを行ったが、高齢者からの苦情により戻した経緯があると聞いている。本来は縮小と考えるが、高齢者の理解を得られなければ縮小は困難と考えられる。	
〔担当所属長意見〕	
全人口の4人に1人が対象者となっているので、今後、対象年齢の引き上げ等の見直しが必要と思われる。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	4 見直し(改善)
〔具体的内容〕	
○事業内容の有効性・効率性を高めること。 ○高齢者が増加する実態を踏まえ、節目支給等の取組を検討すること。	

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第2節 高齢者が生き生きと暮らせる環境づくり

事務事業名		みまもりサービス事業					
事業概要	対 象	ひとり暮らしの高齢者					
	目 的	ひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、又は電話を掛けることで、安否の確認を行い、孤独感の解消を図る。					
	実施内容	郵便局のみまもり訪問サービス(郵便局員による毎月の訪問サービス)及びみまもり電話サービス(自動音声による毎日の電話での安否確認サービス)を利用して、町から日本郵便(株)に事業を委託する形で実施する。 なお、郵便局が提供するサービスの対価は、全て町が負担する。					
	当該度事業費		財 源 内 訳				
	(単位:千円)		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
		5,184	0	2,592	0	0	2,592
状況説明		日本郵便株式会社への委託し、平成29年度に開始した事業。利用人数については、訪問サービス144名、でんわサービス14名(H30.3)となっている。月4～5名程の申請があり、人数は微増で、H29年度6～3月分は県補助金(1/2)の対象である。					
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)					単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

Ⅰ 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	どちらともいえない	妥当である

Ⅱ 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
現在2年目の事業。より魅力ある充実した内容となるよう日本郵便とも意見の交換をしている。今後も高齢化が進み住居も点在化することが懸念されるため、地域での見守りを補完するサービスとして引き続き実施すべきと考える。なお、より付加価値のあるものとすべく、利用者へのアンケートが必要と考えている。 〔担当所属長意見〕 国内初の取組であり、今後も利用者の拡大を図っていく必要がある。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕 みまもりを必要とする対象者への周知を強化すること。	

No.	18
-----	----

担当課等	福祉課 高齢介護担当
------	------------

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第2節 高齢者が生き生きと暮らせる環境づくり

事務事業名		家族介護用品助成事業					
事業概要	対 象	介護用品事業を実施する事業者(大子町社会福祉協議会)					
	目 的	高齢者等又は高齢者等を介護している者の経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に資すること。					
	実施内容	介護用品事業を実施する事業者に対し補助金を交付する。 (介護用品事業) ①高齢者等に対し、毎月、介護用品を宅配する介護用品宅配事業 ②高齢者等に対し、介護用品の購入費用の全部又は一部を助成する介護用品購入費助成事業					
	当該度事業費		財 源 内 訳				
	(単位:千円)		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	22,771		0	0	0	0	22,771
状況説明		平成28年度までは、介護用品事業のうち、宅配事業を社会福祉協議会が、購入費助成事業を町がそれぞれ実施していた。平成29年度に事業の見直しを行い、両事業を併せて社会福祉協議会が実施し、これに係る費用を町が補助金として負担することとした。					
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)					単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
介護用品事業補助金については、購入した介護用品の償還払いだけでなく、宅配サービスも行っており、経済的負担だけではなく、家族の介護でなかなか買い物に出れない介護をしている家族の時間的負担も軽減することができている。事業対象条件が分からず介護認定を受けなくてはならないと思っている方もいるので、より広く事業を活用してもらうために、社会福祉協議会と協力して事業の周知を行っていく必要がある。	
[担当所属長意見] 改正により、レシートの整理等の膨大な事務量が軽減され、また、宅配により自宅へ届けてもらえることで利用者からも好評である。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
[具体的内容]	

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第4項 まちの将来を担う人づくり
	第4節 豊かな感性と情操を育む芸術文化活動の推進

事務事業名		太子町文化福祉会館自主事業				
事業概要	対 象	太子町文化福祉会館文化ホールでの自主事業運営にかかる経費				
	目 的	文化ホールにおいて運営委員会独自の企画により事業を実施する。				
	実施内容	自主事業運営委員会による講演事業、制作型事業等を実施する。				
	当該度事業費 (単位:千円)		財 源 内 訳			
			国支出金	県支出金	地方債	その他 一般財源
		9,202	0	0	0	9,202 0
状況説明		太子町自主事業運営委員会を組織し、年間事業計画を立て文化福祉会館まいんにて事業を実施している。文化振興のため、開催する催しは幅広いジャンルを揃え、低価格又は無料にて提供しているところである。				
総合計画における 数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	どちらともいえない	どちらともいえない	どちらともいえない

II 総合評価

今後の方向性	4 見直し(改善)
買取型事業については、多くの町民が来場されたので大変良かったが、事業の選定は、コストの関係もあることから非常に難しい。制作型事業については、芸術祭と類似した内容になっていることから見直しが必要と思われる。 武藤文化福祉基金を財源に事業を行ってきたが、平成30年度で基金が終了するので予算の確保が心配される。	
〔担当所属長意見〕 当町の文化の振興のため、町民のニーズに応えられる事業を企画し、実施していくことが求められる。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	4 見直し(改善)
〔具体的内容〕 事業内容を確認し、限られた財源の中で、内容を充実させること。	

No.	20
-----	----

担当課等	消防本部 消防課
------	----------

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第2項 安全・安心に暮らせるまちづくり
	第4節 安心して暮らせる地域福祉体制の充実

事務事業名		消防団員確保事業					
事業概要	対 象	消防団員					
	目 的	大子町消防団応援事業実施要綱に基づき実施することにより、団員の確保及び消防団員の活性化及び地域防災力の向上を目的とする。					
	実施内容	消防団員及びその家族は、消防団員カード、家族カードを1枚持ち、町内の「消防団員応援の店」でカードを提示すれば、当該店舗等を利用する町の消防団員及びその家族に対して、一定のサービス等を提供し、日頃から地域住民の生命身体と財産を守るべく、消火訓練や火災等の現場活動を行う消防団員や、団員を支える家族を町全体で応援し、消防団員を確保し地域防災力を高めるものである。					
	当該度事業費 (単位:千円)		財 源 内 訳				
			国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
		172	0	0	0	0	172
状況説明		消防団員条約定数は540人で、平成30年4月1日現在で473人である。消防団員不足が危惧されている中、団員確保に向けた対応策及び団員の士気向上の観点から事業を進める。 大子町消防団応援事業実施要綱が平成30年4月1日から施行(一部平成30年2月施行)され、現在は56店舗が登録されている。					
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)					単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

Ⅰ 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

Ⅱ 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
現在「消防団応援お店」に56店舗登録されているが、この事業をもっと広報し登録店舗数を増やしていきたい。	
〔担当所属長意見〕 この事業は、町内の様々な事業所(飲食店・販売業・製造業・サービス業等)の御協力をいただき、多方面から消防団員を応援するものである。消防団員の士気向上、やる気アップ、消防団活動を支える家族へのサービス還元等、新規団員確保にも繋がる事業なので継続して実施する必要がある。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	

No.	21
-----	----

担当課等	消防本部 消防課
------	----------

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第2項 安全・安心に暮らせるまちづくり
	第4節 安心して暮らせる地域福祉体制の充実

事務事業名		消防団員装飾品の購入事業				
事業概要	対 象	消防団員				
	目 的	消防団員装備品の購入事業				
	実施内容	「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が平成25年12月13日に交付・施行されことを受け、平成26年2月に「消防団の装備の基準」「消防団員服制基準」が改正された。これにより必要となった「安全確保のための装備(活動服の形式変更)」を、県の茨城県消防団充実強化推進事業(H27年度～H29年度)を活用し、整えた。これに伴い、平成30年度から3箇年計画で新基準の活動服を全消防団員に支給するものである。				
	当該度事業費		財 源 内 訳			
	(単位:千円)		国支出金	県支出金	地方債	その他
4,299		0	0	0	0	4,299
状況説明		本年度から、消防団員活動服を3箇年計画で更新する。 現行は、基本的には、団員全員(機能別団員は除く。)に活動服を支給し、新入団員等の活動服を随時更新していたが、服制基準の改正に伴い、機能別団員も含め全団員に新基準の活動服を3年計画で支給する。				
総合計画における 数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
消防組織法においては、消防団員の服制基準は、消防庁の基準に従い市町村で定めなければならないとされている。消防庁は、機能性及びデザイン性の向上を図り消防団員の士気向上等に資する観点から、平成26年2月に「消防団員服制基準」を改正しているので、消防団員確保対策としても継続して実施する必要がある。	
〔担当所属長意見〕	
広大な面積を有する当町の安全・安心を確保するために無くてはならないのが消防団員であり、夜間活動時等の視認性(安全確保)及び注目度を高めるためにも継続して実施する必要がある。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	

No.	22
-----	----

担当課等	消防本部
------	------

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第2項 安全・安心に暮らせるまちづくり
	第4節 消防・救急体制の強化

事務事業名		消防施設、消防設備の整備事業				
事業概要	対 象	消防施設、消防設備、消防団員等				
	目 的	各更新計画等に基づき、老朽化した車両及び資機材等を更新し、災害に備える。				
	実施内容	年度ごとに更新数量等を設定し、複数年に渡り計画的に執行を行う。				
	当該度事業費 (単位:千円)		財 源 内 訳			
			国支出金	県支出金	地方債	その他 一般財源
		19,618	0	0	10,400	0 9,218
状況説明		小型ポンプ付積載車及び消防ポンプ自動車:消防車両更新計画に基づき、順次更新している。 火の見櫓:老朽化が進んでいるため、毎年度2基撤去し、代わりにモーターサイレン付きホース吊下げ柱を設置している。 消防団車庫(小生瀬宿):老朽化が激しいため、更新を行う。 消防ポンプ車:旧水根地区の分団部が使用していた車庫に移転し、使用する。 林野火災用背負式消火器具:50台を3年間で更新する。 茨城県防災ヘリコプター:つくばヘリポートを基地に運航体制を取っており、消防本部敷地内に危険物保管庫を設置し、航空燃料400lを保管する。				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時		平成31年度		進捗状況

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

Ⅰ 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

Ⅱ 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
消防団:消防団員の条例定数は、昭和52年に改正したままの540人であるため、将来を見据え機構改革を行う必要がある。また、団員数の減少による分団部の再編とともに消防団車両の仕様及び台数等の検討が必要である。 火の見櫓:腐食等の劣化が進行するため撤去を進め、ホース吊下げ柱・モーターサイレン設置については、消防団再編を勘案しながら検討する。 消防操法:消防団員の消防活動の基本であり、即効性のある訓練なので、継続して実施する必要がある。	
〔担当所属長意見〕 消防施設、消防設備の整備は、住民の安全・生命・財産確保等の重要な役割を担っており、現行どおりの継続が望ましい。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	

○太子町行政評価実施要綱

平成25年9月1日

告示第54号

(目的)

第1条 この要綱は、町が行う事務事業について、目的妥当性、有効性、効率性、公平性等の観点から客観的に分析し、検証を行うこと（以下「行政評価」という。）の実施に關して必要な事項を定めることにより、事務事業の効果的かつ効率的な推進及び行政運営の透明化を確保することを目的とする。

(対象事務事業)

第2条 行政評価の対象となる事務事業は、町が行う全ての事務事業の中から、年度ごとに副町長が必要性を勘案して選定するものとする。

(評価方法)

第3条 所属長は、前条の規定により選定された事務事業のうち所掌する事務事業について評価を行い、事務事業評価調査書（別記様式。以下「評価書」という。）を毎年度出納整理期間終了後、速やかに町長に提出しなければならない。

(事務事業評価委員会)

第4条 前条の規定により提出された評価書の内容を客観的に審査するため、太子町事務事業評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員は、委員長、副委員長1人及び委員3人をもって組織する。

3 委員長は副町長を、副委員長は教育長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務課長

(2) まちづくり課長

(3) 財政課長

5 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

8 委員会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(審査)

第5条 委員会は、審査上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 委員会は、必要に応じて再評価を所属長に指示することができる。この場合において、所属長は再評価したものを、改めて町長に提出するものとする。

3 委員会は、最終的な審査結果を町長に報告するものとする。

(公表)

第6条 町長は、前条の規定により委員会から報告があったときは、その内容を町議会に報告するとともに広報紙又は町ホームページにより広く町民に公表するものとする。

2 所属長は、所掌する事務事業に関する評価を事業の見直し及び改善に反映させるとともに、効果的な事務事業の展開を図るものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。